

改修用サッシ工法事件 - 限定解釈を否定し文言侵害を認めた一事例

事 件: 東京地裁平成29年3月3日判決
特許権侵害差止等請求事件
事件番号: 東京地裁平成26年(ワ)第7643号

知的財産事例研究会
弁護士 中原 明子

第1 概 要

本件は、発明の名称を「引戸装置の改修方法及び改修引戸装置」とする特許発明（特許第4839108号）に係る特許権¹（以下「本件特許権」という。）を有する原告ら（YKK AP株式会社ほか）が、被告（三協立山株式会社）の製造、譲渡する改修引戸装置（商品名を「HOOK工法」とするイ号各装置と、商品名を「HOOK SLIM」とするロ号各装置）は原告らの有する本件特許権の特許請求の範囲請求項4（以下「本件発明」という。）の技術的範囲に属すると主張し、被告に対し、被告各装置の製造、譲渡の差止めなどを求めた事案であり、主要な争点は、本件発明の技術的範囲である。裁判所は、第2以下で述べるとおり、本件特許権に係る明細書（以下「本件明細書」という。）に記載の実施形態等を根拠に特許請求の範囲の文言を限定的に解釈する被告の主張を採用せず、文言が普通の意味で使用されているのか、特定の意味で使用されているのかという一般的な判断枠組みで検討を重ねて解釈し、文言侵害を認めた。本稿においては、この文言解釈についての当事者の主張と裁判所の判断を中心に取り上げる。

なお、本件特許権については、被告により、サポート要件違反、明確性要件違反、進歩性欠如等を無効理由として、合計4件の無効審判が請求されているが²、本件侵害訴訟においては、損

- 1 なお、本件特許権に係る出願は、平成15年3月7日に提出された特願2003-62183を分割出願したものである。そして、本件特許は、拒絶査定不服審判請求（不服2010-8087）と手続補正を経て登録されるとの経過をたどった。
- 2 ①無効2012-800031、②無効2013-800021、③無効2016-800061、④無効2016-800065。いずれも請求不成立との審決がされ、①②については、審決取消訴訟（①につき知財高裁平成24年（行ケ）第10418号、②につき同平成25年（行ケ）第10321号）で請求棄却された上で確定している。一方、③④についても、審決取消訴訟（同平29（行ケ）第10081号、平成29年（行ケ）10082号）が提起されているが、本稿執筆時点では確定を確認できなかった。

害論に入ってはじめて本件特許権が無効とされるべき旨の主張がなされた。そのため、裁判所はこれを時機に後れた攻撃防御方法として却下している。

第2 事 案

1 本件発明

(1) 背景技術及び発明が解決しようとする課題

本件明細書には、次の記載がある。

【技術分野】

【0001】

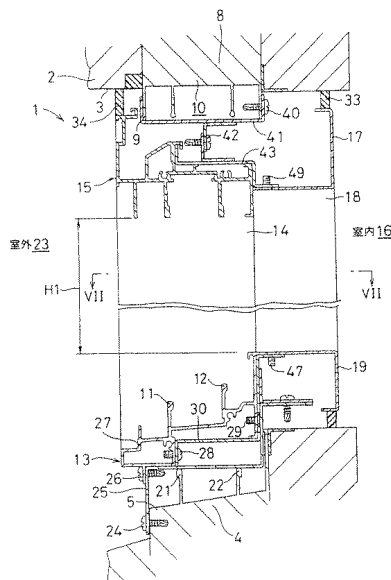
本発明は、建物の壁に窓として設けられている既設引戸を改修用引戸に改修する引戸装置の改修方法、及び、その改修した改修引戸装置に関する。

【背景技術】

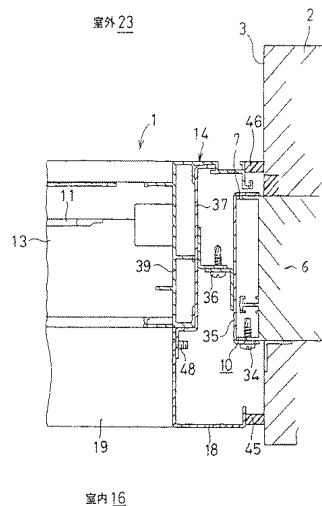
【0002】

図15は従来の技術の改修用引戸装置 1 を示す鉛直断面図であり、図16は図15の切断面線VII-VIIから見た水平断面図である。経年変化によって老朽化した集合住宅などの建物は、リフォームとも呼ばれる改修工事の一環として、その建物に設けられる窓もまた、改修される。この窓は、集合住宅の場合、一棟に設けられる設置箇所数が多いため、改修作業の効率の向上が望まれている。

【図15】



【図16】



【発明が解決しようとする課題】

【0010】

このような従来の技術では、改修用下枠13が既設下枠5に載置された状態で既設下枠5に固定されるので、改修用下枠13と改修用上枠15との間の空間の高さ方向の幅H1が小さくなり、有効開口面積が減少してしまうという問題がある。